長与町農業委員会会議録

平成２６年２月２４日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を○又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２６年２月農業委員会総会

１．日時　　平成２６年２月２４日（月）９時３０分～１０時５０分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について

第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請について

第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について

第４号議案　農用地利用集積計画について

第３　　第１号報告　農地改良届出報告

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

事務局　時間が参りましたので、総会が始まる前に総会規則について申し上げます。平成２６年２月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により在任委員で総会を開催する過半数の１６人全員の出席であることをご報告いたします。

それでは総会に移りますが、議長は会長が務めることになっておりますので議事等の進行も併せてよろしくお願いいたします。

議　長　皆さんおはようございます。みかん出荷等が最終に入って大変忙しい時期ではありますが農業委員会総会に出席していただきありがとうございます。先程始まる前に、山﨑委員さんからみかんの相場等も出ておりますので、その他で報告していただくようにお願いします。

それから、昨日か一昨日か私たちの地域の中山間事業で作業中に大けがをされて今入院をされているということを今朝聞きまして、農業を営んでいる委員さん方は特に地域の代表なので、そういう怪我がないように地域の方にご注意を呼びかけていただきたいと、思っております。

それから、前々からずっと懸案であります女性委員の登用について、２月４日に山口委員と私と事務局長、そして、県女性農業委員ネットワークの会長さんと理事さんと農業会議の訪問を受けて、再度町長・議長にお願いをしております。その時の返答としましては、議長は３月議会の全体協議会の中で議員さんに諮ってみたいとのことでした。町の広報紙で皆さん見られたと思いますけど、各地域の代表者の方とも地域で話をしていただいて、徐々に女性委員が一人でも増えていければと思っておりますので、よろしくお願いをしておきます。

それでは平成２６年２月の農業委員会総会を開催いたします。まず始めに日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして議事録署名委員を２名指名させて頂きますがみなさんご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　議事録署名委員に６番の柿本委員、７番の辻田委員によろしくお願いいたします。

次に日程第２、本日の案件は第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請についてが１件、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてが１件、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてが１件、第４号議案　農用地利用集積についてが４件、以上までが議案審議となっております。そして最後に日程第３の報告事項となっております。

尚、全国農業会議所と県農業会議の連名で、「農業委員の改革に向けた組織討議と意見の集約」として、アンケート調査がきております。アンケートの内容は事務局から説明がありますが、私の方から少し概略を申し上げますと、新聞等で既にご存知のこととは思いますが農業関係系統組織について国をはじめ、あり方について議論されているところでございます。そのために、早急に組織討議を行い意見の集約を行うことになったとのことであります。最後までよろしくお願いいたします。それでは審議に入りますが議案等でご意見・質問をさ

れる際は挙手をして番号指名を必ずお願いをいたします。なお、例月のことですがご意見並びにご質問は議事録に記録して公開されることとなっておりますので審議内容に沿ってご発言をいただきますようお願いをいたします。

それでは、日程第２、第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請について事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　はい。先に送付いたしました議案書の１ページをお開き下さい。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請についてになります。

整理番号２（３－１）、申請地が長与町岡郷字中山（地番）、畑、面積が４８１㎡。２筆目が同じく（地番）、畑、面積が８８７㎡、３筆目も同じく（地番）、畑、面積は１，７２２㎡。合計面積が３，０９０㎡となっております。農地区分は農用地区域内の３筆です。申請者は譲渡人が長与町岡郷（地番）、（氏名）さん。譲受人が長崎市愛宕（地番）、（氏名）さん。申請目的は売買による所有権移転です。

今回の譲受人は新規就農者になります。そういう事で就農に関する計画書の提出を出して頂いております。聞き取りも行っておりますので就農計画に沿って申し上げますと、就農時における目標の中で就農経営形態は、果樹で夏みかん・栗・梅など。野菜が大根・きゅうり・インゲン豆などになっております。今回の申請農地以外の取得はございません。今回が初めてということでございます。作付・作物面積は先ほどの果樹が１０ａ、野菜が２０ａの予定となっております。農業労働力はお２人で譲受人本人が年間３００日、奥さんが６０日となっておりまして、譲受人本人はほぼ毎日通う予定ということです。

そして一番気になるところの経験・経営の手腕でございますが、譲渡人とは以前からの付き合いがあっているという事で、平成２０年１月頃からです。手伝いはそれ以前からあったようですけれども、実際の就農につく４年間を研修期間と位置付けまして手ほどきを（譲渡人）さんの方から受けていたという事でございます。

次に必要な施設・機械類ですが既設の農業用倉庫の使用が可能です。農機具は管理機・草刈り機・輸送車は軽のライトバンを既に購入をされております。都市計画区域外になります。

次に申請地の場所をご説明いたします。２ページの方をお開き下さい。岡郷の国道〇〇号線の〇〇バス停から〇〇方面にさらに約３７０m行きますとその場所からまた右上に６０mほど登ったところの位置になります。道路途中の（店舗名）というのがございますけどもそこから約１００m右上に行きます。そして先の（店舗名）というのがございますけれども、そこから手前に戻って８０mほど左の上の位置の青色で表示しているところになります。申請地はご覧の通りです。分散しておらず共に接しているところになります。

なお、いつもの事ですが、申請があった場合には法的な説明の位置付けを加えると申し上げておりますが、今回も権利等の制限に関する事項の第１号から第７号までの要件は既にご承知のこと思いますので該当しないという報告を持ちまして、説明を省略させていただきます。以上のとおりです。よろしくお願いいたします。

議　長　ただいま事務局から説明がありましたが、説明に関連して地区担当委員さんから何か補足

説明があったらよろしくお願いいたします。

６　番　　はい。６番柿本です。現地確認を２月２０日に事務局と譲渡人と一緒に現地立会をいたしました。譲渡人の方の（譲渡人）さんは規模縮小という事です。（譲受人）さんは年齢７４歳ですけど農業に取り組みたいという事での新規就農者という事になります。ここの申請地につきましては以前より（譲受人）さんの方がお手伝いをされていると説明がありましたけれども、野菜とか果樹を作っておられる場所です。それを今回、所有権を移転して農業を続けるという事です。現場を見ますとよく管理をされておりますので、別段、所有権を移転しても問題ないと私は思っております。

議　長　　ただいま、地元委員さんからの補足説明がございましてけど委員さん皆様方から何か質問・ご意見ありませんか。

１７番　　はい。１７番山﨑です。まず、小森さんの年齢が７４歳ということですけども、果たして７４歳で、あと長崎市内から通って来ると言うのは非常に・・・、そういう面では、６０代だったらがんばれると思うんですけど、７４歳という年齢を認めていいのかというのを、議題にさせてもらえればと思います。

議　長　　ただ今、１７番の山﨑委員さんからそういうご質問がございました。皆さん、他の委員さん方からこれについて、もし何かご意見があればお願いをいたします。

５　番　　５番の白崎です。再度、確認します。（譲受人）さんは何歳ですか。

事務局　　７４歳です。

６　番　　６番柿本です。今、１７番山﨑委員さんがおっしゃったんですが、私もこの議案書をいただいて、現地確認をした時に申請書の年齢を見た時、果たして新規就農者というのはどうなっているのかなと思ったんですよ。本人さんは健康であり、農業に対する意欲も大変お持ちの方でありますが、年齢的な要件があるのかなと思うんです。先程説明をさせていただきましたけれども、新規就農者ということに対し年齢要件が引っかかるんですが。それと面積ですね。新規就農者はこういう基準があるんですよとあれば。例えば、新規就農者はある程度の農機具の整備とか使用の知識とか、どこで習得をしたのかは、前から（譲渡人）さんとのお付き合いがあるものですから、（譲渡人）さんがある程度の指導をされたという事であり

ますが、新規就農者は栽培技術の研修をどこでされたとかの基準があれば・・・。

事務局　事務局の方からご説明をさせていただきます。通常、認定農業者は担い手という事で一般的にはご存じのところだと思いますけれども、その場合の年齢要件でひとつお話がありましたけれども、例えば資金を借りるとか、お金をかけて農業をやらなければならないとか、当然資金を必要としますが、そのためには確か４０歳あたりが基準でなろうかと思います。それを過ぎますと資金を借りられないというのもございます。年齢的なものでいえば、今申し上げた資金面なことかと思います。

年齢要件というのはなかなか記憶にございません。先程申し上げましたように新規就農に関する分の書面等をいただいておりますが、その中の先程申し上げましたところでの３，０００㎡を耕作できるかというのが大きな問題ですが、これについてもご説明申し上げましたように、それまでの時間を掛けて出来るとの話と、現地に行った折には、ご希望の果樹・野菜等も栽培するということで計画性を持ってやるという事で１年間の計画表も提出いただいています。

それと併せて施設・農機具等も含めて全て揃えていらっしゃるということですので、年齢についてのお話は分かりますが、計画書の中ではそういう面を含めてやっていただくという事で、今回議案として上げさせていただいています。ただ、年齢要件が７４歳という事であれば後継者的なものを考えていかなければならないと思います。

今後、今回の申請者を含めて次回からは後継者がいらっしゃるかどうかを確認いたしまして、報告したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議　長　他にございませんか。

５　番　５番白﨑です。今の年齢関係ですが、県の場合は近代化資金とかは７０歳なんです。（譲受人）さんの場合、後継者の方がおられますか。

事務局　そこまでの確認はしておりませんでした。現在のところはやる気があり、年齢より若いようにお見受けしました。次回からは申し上げましたように後継者の方がいらっしゃるか確認をとります。

もう一つ、住所が愛宕ということでございます。通常はある程度の距離を要した所であれば認めますが、それ以上遠い所であれば過去については要件に該当しないという事と記憶しております。愛宕からは５０分位で来られるという事でございましたので距離的なものについては問題ないだろうと。復唱しますが、後継者の件、年齢的なものも含めて確認いたしますので、できれば今回、議案としてご判断いただきたいと思っております。

議　長　　議長を代わります。よろしいですか。

【はい、の声あり】

１　番　　１番田中です。この件については私も何ら不備では無いとみなければ仕方が無いと思っています。近くですからよく知っています。ところが、最後に住所の件が出ました。私達の地域で私達が委員になって、諫早市の方が農地を買われた事を記憶しています。結局こういう要件が揃っていたので許可をしたわけですが、その後一回も来ないし草払いもしない。結局イノシシが入り込んで地域に非常に被害をかけている。そういう事態も目の前にあるんです。だからこういう高齢者の方が、それは元気ですから農業を続けていかれると。５年なり１０年なり出来るかなと私も思いますが、そういう事も委員として考えておく必要があると思います。先程言いましたように、諫早市の農地を買われた方も一回も来ないという状況もありますので。地域は迷惑なんです。申請については問題は無いんです。５年後もしますよとたぶん言います。地域の農業委員さんが、これからどれだけ内容的に入り込んでいかれるかというのは考えておかなければならない。

職務代理　　事務局は今の件についてどういう指導をされるのか。

事務局　　距離的なものは別としまして、町内全部、全国的にも荒れている農地がたくさんあるのが現実でありますので、地元のご協力を頂かないと不耕作が増えてくるという事も含めてあります。農林水産課、農業委員会含めて頭が痛い問題であります。それについては会長がおっしゃったように地域の農業委員の皆様方、農業者の皆様方から情報を頂いていく訳ですが、毎年お願いしております町内の農地調査の時にも出てくる事でありますが、その方達につきましては今後の話になりますが、情報の収集をして、その方達にアンケートなりの調査をもう少し詳しくして、地域の農業委員さんの方たちにも情報提供するという形を取っていくような方法をしていくという事で説明をさせていただきたい。以上です。

議　長　　議長を交代します。他にこの件についてご質問・ご意見ございませんか。

２　番　　はい、２番辻です。今、通作時間の問題の説明がありました。時間と距離ですね。この問題について、以前は１時間以内という話がよく使われておりました。その後それが緩やかになり１時間半ぐらいでもいいというような事に変わったと記憶しております。通作時間・通作距離の制限について今はあまり言わなくなっておりますが。

事務局　　はい、事務局からご説明いたします。今、辻委員さんがおっしゃったような過去が、ございました。だいたい１時間で２５ｋｍ前後位の距離という事の基準がありました。その後不耕作地が増えているという事を鑑みまして、国・県の方におきまして時間的なものの制限は設けていないようです。ただし、１日の耕作時間がどの位かという事を判断しますと、距離的なものを申し上げれば３０ｋｍから４０ｋｍ、遠くて４０ｋｍいないだろうと思います。時間的なもの距離的なものは国・県の方は設定しておりませんが、距離的なものは今申し上げたものが基準になるのかなと判断いたします。

議　長　　他にご意見・ご質問ございませんか

９　番　　はい、９番梶尾です。この売買は現状のままではだめかなと、きれいにしてあるから借りてはだめなのかなと思います。何か目的があるのから譲りたいとか買いたいとか、年齢を考えると果たして続くものか分かりませんが、一般区域になりますので先で宅地にして販売が出来るので気になります。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。先程説明の中で申し上げましたが、果樹で夏ミカン・栗・梅、野菜で大根・きゅうり・インゲン豆というふうに、農地を取得したら自分の自由になるというところもあるようです。そういうところがやはり土地を買ってやりたいという気持ちの上で、人の農地ではなく買いたかったという話も聞き取りをいたしました。年齢要件は分かるんですが、とにかく農業が好きだという意思確認の中でそういう条件を満たしたいというのが意向であったのが強く見えたものですから、そういう面で本人を代弁するわけではありませんが、そのような意向があったというのが、購入される理由ではないかと思います。

６　番　　６番柿本です。年齢要件とかいろいろお話があっていますが、面積が３，０９０㎡ですよね。長与町の下限面積にぎりぎりみたいですけど、３，０００㎡以上ではないと申請対象ではないので、これは他の地区で新たに経営規模の拡大という事で計画の書類が出ているのですか。たまたま３，０９０㎡でぎりぎりのところで３条の許可申請を出されているのですか。それ以上にこの地区で新たに土地を取得するのですか。新たに土地を購入して経営をやるような改善計画の書類が出されているのですか。

事務局　　はい、事務局から申し上げます。面積については現在の下限面積の３，０９０㎡ですが、それ以外には農地はお持ちではございません。年齢的なものは別としまして、新規就農については書類が必要になります。改善というか耕作の計画書で、いつから何を植えるというようなもの、それと併せて収穫が出来た折にはＪＡさんとか直売所に出したいという事がご意

向の中にはありました。

６　番　　６番柿本です。先程、議長の方からもお話がありましたが、土地の取得は所有権移転の目的だけで許可を申請するのか。申請者としては農地を有効利用して農業をやりますよと申請があがって。当然、事務局としては受理しなければならないと思います。先の事は分かりません。下限面積からして、年齢からして、土地を自分名義にしたいためにする感じがするでもない訳です。しかし、現状は、よく管理はされていますし、永続的に農業をやっていかれると信じました。

議　長　　地元委員さんから、そういう説明ですけど他にありますか。

７　番　　はい、７番辻田です。今後の為にある程度のガイドラインですね、耕作者の応援を兼ねて情報をもっと出してほしいというのを要望します。

議　長　　この問題は、皆さんからこういうご意見が出るという事はやっぱり高齢者である、お住まいが長崎市内の遠い所である。地元委員さんとしてもご意見があったように所有権移転をしたいがために意向をされたのかという考え方をどこか感じることがあると言われています。私もよく知っていますが、問題をクリアされた申請ですから、農業委員としてこれをいやダメですよというのがなかなか難しい。だから地元委員さんは、こういう売買の問題が出た時にある程度まで入って話をされるか法的な問題もありますが、そこまで話をされるようにならないといかないのかなと思います。そうしないと結局、法的にクリアすればいいじゃないかということで問題がどんどん出て来るという恐れがあります。だから、農業委員さんがどこまで話に入っていけるかということを将来考えていきたいし要望します。皆さん、この問題についてご質問・ご意見は他にありませんか。この議案について、審議を終了してよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　では、申請内容については問題無いようでしたので、農地法第３条の許可申請については許可する事にご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしとの事ですので許可する事に決定いたします。それから、事務局にお願いいたします。ただ今の件についてはご意見が相当出ております。当事者には、こういうご意見がありますという事を大事なところだけ伝えて下さい。

事務局　　事務局から、審議の事についてもう一つお答えさせていただきます。今回は委員さんからおっしゃっていただいた事について聞き取りが不足していたことがありますので、来月の総会の折には、（譲受人）さんに会って事務局でもう一回面談をさせていただいて、今後の事についてどういうお考えかという事も併せてお知らせするようにいたします。

議　長　　次に、第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についての説明をお願いいたします。

事務局　　はい、３ページをお開き下さい。第２号議案　農地法第４条の規定による許可申請についてになります。

整理番号１（４－１）。申請地が長与町三根郷（地番）、畑、面積が３３㎡。同じく（地番）、畑、面積が１９㎡、合計５２㎡。農地区分は農用地区域外の２筆です。申請者は長与町三根郷（地番）、（氏名）さん。申請目的は取付道路用地が（地番）、住宅用地の一部が（地番）になります。

施設の概要は既存の建物を取り壊して１階を倉庫に、２階を住居としての木造２階建てでございまして、建築面積１１８㎡です。これは現在宅地もありますので１１８㎡ということで申請の農地よりも広うございます。

もう一方の申請目的の取付道路用地は、既存の進入道だけでは許可が下りないという事であったため、新たに道路から宅地中央付近にもう一本進入路を通す事になっております。

また、周囲の排水は水路に、汚水は既設の本宅住居の下水に接続するとなっております。今回の申請で住宅用地の一部の１９㎡は記述しておりますように、平成２６年１月２６日付けで農用地除外の許可が出されております。この地域は、市街化調整区域ということで都市計画法第４３条と並行申請中でございます。

また、この許可申請につきまして法的なことの説明をすることになっておりますが、先程申し上げました都市計画法に関することが前提となっておりますが、近々許可が出るとの事で今回の並行申請となっております。農地法の関係で農用地の除外もあって、既存宅地がほとんどでございまして立地基準は問題ございません。一般基準につきましても、子供さんの住居としてご両親が責任を負っていますので確実性には問題ございません。周囲の農地への影響は道路と申請者の農地しかありませんので問題は無いと思っています。

申請地の場所をご説明いたします。４ページをお開き下さい。○○方面と分かれております信号機がある交差点をそのまま県道○○線を○○方面に約２００ｍ行きますと左側に（店舗名）がございます。その（店舗名）手前から町道を左側に行き、ＪＲの踏切を渡り約４０

０ｍ行った場所の道路横にある本宅の横隣になります。もう一方の青色で表示しているところが今申し上げた道路横の畑を一部利用することになります。以上です。

議　長　　ただ今事務局から説明がございましたけれど、地区担当委員さんから補足説明があったらよろしくお願いいたします。

１２番　　はい、１２番坂口です。農用地区域除外申請の許可をもらった所には既存の倉庫が建っています。向かって右側の本宅への進入路が３ｍあります。既存の倉庫を作り直すためには、新しく道路をという指導があっているようです。

議　長　　ただ今地区委員さんからそういう説明がありました。ご意見・ご質問があればお願いします。ご質問ございませんか。よろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　ご意見・ご質問が無いようですので質疑を終了いたします。
　では、申請内容については問題無いようでしたので、農地法第４条の許可申請について県に進達する事にご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしという事ですので進達することに決定いたします。
　次に、第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請について説明を事務局からよろしくお願いいたします。

事務局　　はい、５ページをお開き下さい。第３号議案　農地法第５条の規定による許可申請についてになります。
　整理番号１（５－１）、申請地が長与町岡郷（地番）、畑、面積が３９２㎡。同じく（地番）、畑、面積が８．５５㎡。合計４００．５５㎡です。農地区分は農用地区域外の２筆で、申請者は譲渡人が、長与町岡郷（地番）、（譲渡人）さん所有の（地番）の農地で、もう一方の分が長与町岡郷（地番）、（譲渡人）さん所有の（地番）の農地です。譲受人が長与町嬉里郷（地番）、（譲受人）さん。申請目的は住宅用地としての所有権移転での贈与となります。譲渡人

はお二人とも贈与になります。

施設の概要は軽量鉄骨造の瓦葺２階建て、建築面積は１００．０７㎡。譲受人は現在借屋住まいのため住居を建築したいということでございます。また、雨水は水路に、汚水は公共下水道に接続することになっております。この２筆も先程の４条と同じ様に平成２６年１月２６日付で農用地の除外となっているものでございます。これは都市計画区域外です。なお、この２件目の５条申請につきましても、先程と同じ様に法的な説明が必要になりますが、１件目と同様に立地基準の農地区分は２種農地であることを申し上げまして一般基準は問題無いということの報告をもって省略をさせていただきます。

申請地の場所をご説明いたします。６ページをお開き下さい。岡郷の国道〇〇号線の〇〇バス停から手前に戻りまして町道から入った約３５０ｍになりますが、バス停の方の２つ目の海岸に繋がる急カーブの所がございます。そこの町道に入って約１４０ｍ行った右の青色で表示しているところになります。以上です。

議　長　　事務局よりご説明がありましたが、関連して地区担当委員さんから何か説明があったらお願いいたします。

６　番　　６番柿本です。現地確認を２月２０日に事務局と立会いをしました。申請地は現在何も作ってありません。申請地の周囲は宅地化をされておりまして転用することに別段問題無いと思います。雨水については既設の水路に放流するということで、下水については取付が敷設されておりますのでそれに接続するということでございます。

議　長　　ただ今地元委員さんからも補足説明がありましたが、委員さん方からご意見・ご質問ございませんか。何もなかったら審議を終了したいと思いますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容についても何ら問題無いようですので、県に進達することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしという事ですので進達することに決定をいたします。次に第４号議案　農用地利用集積計画について説明をお願いします。

事務局　はい、第４号議案　農用地利用集積計画についての１ページをお開き下さい。朗読と説明をいたします。

第４号議案　農用地利用集積計画について、上記議案を提出いたします。平成２６年２月２４日、長与町農業委員会会長田中稔。提案理由といたしましては、農業経営基盤強化促進法第１８条の規定に基づき農用地利用集積計画の議決を求められましたので提案する。ということです。

次に２ページをお開き下さい。平成２６年第２号、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、農用地利用集積を定める。平成２６年２月１９日。長与町長吉田愼一。

次に３ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規程により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第１９条の規程により公告する。長与町長吉田愼一。これは例月のとおりでございますが、年月日の記入は総会を経て町長部局での決済後公告することになります。公告する時の日付になります。

４ページをお開き下さい。これから説明いたします４件の利用集積計画の集計になります。５ページから１４ページまでございますが、戸別で詳細な説明をさせていただきますので、省略をさせていただきます。

それでは１件目に入りますが、２件目も同じ地区となっておりますので続けて説明をさせていただきます。

５ページをご覧ください。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、面積が４１３㎡。利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物はみかん。平成２６年３月１日から平成３６年２月２９日までの１０年間。新規です。

次に７ページをお開き下さい。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町本川内郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町本川内郷（地番）、畑、面積が２，６３５．７８㎡。利用権の種類は使用貸借権。具体的な作物は梅。平成２６年３月１日から平成３６年２月２９日までの１０年間。これも新規でございます。

１件目と２件目の土地の所在を申し上げます。９ページをお開き下さい。まず１件目の土地から説明をいたします。〇〇トンネル入り口手前左側の町道を約３７０ｍ行った所からまた左に紫色で塗っておりますその他の道路、農道になると思いますが、その道路に入り約１００ｍ行ったカーブの右側で青色で表示しているところになります。

２件目ですが、１件目で申し上げた町道からこれも紫色のその他の道路に入る所を起点としまして、さらに町道をそのまま約１３０ｍ行ったところで町道と琴の尾岳に行く道に接している場所でございます。これも同じく青色で表示しています。

議　長　ただ今事務局から１，２件含めて説明がございました。地区担当委員さん１，２件含めて補足説明があったらお願いいたします。

８　番　　８番柿本です。借りられるお二人とも専業農家で現在農業をされておりまして、問題無いと思われます。

議　長　　他にご質問ございませんか。ご意見・ご質問が無いようでしたら審議を終了いたしますがよろしいですか。

【はいの声あり】

議　長　　申請内容と事務局・地元委員さんの説明に対して何ら問題無いようでしたので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしという事ですので許可することに決定いたします。
続いて次の農用地利用集積計画について説明をお願いいたします。

事務局　　はい、先程と同じ様に３件目と４件目も同じ地区ですので続けて説明をさせていただきます。
１０ページをお開き下さい。３件目になります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町三根郷（地番）、利用権を設定する者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、１筆目が長与町三根郷（地番）、田、面積が１，４１４㎡。２筆目が同じく（地番）、田、１，３６３㎡、合計２,７７７㎡です。２筆とも利用権の種類は賃貸借権、具体的な作物は水稲。平成２６年３月１日から平成２９年２月２８日までの３年間。年間の借賃は現物支給で合わせて米１２０ｋｇ。継続です。
１２ページをお開き下さい。４件目になります。利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、（借主）さん、長与町平木場郷（地番）。利用権の設定をする者の氏名及び住所、（貸主）さん、長与町三根郷（地番）。利用権を設定する土地は、長与町三根郷（地番）、田、面積は３３０㎡。利用権の種類は賃貸借権、具体的な作物は水稲、平成２６年３月１日から平成２９年２月２８日までの３年間。年間の借賃は現物支給で米６０ｋｇ、現物支給の米の量に対して面積が少し狭いかと思っていますが、担当課に面積に対する米の量が如何なものかと再確認をいたしました結果、前回と同様にするとの申し入れがありましたので申請人のご意向を尊重したという事でございますが、事務局の意向は伝えてあります。これも同じく継続にな

ります。
３件目と４件目の土地の所在を申し上げます。１４ページをお開き下さい。三根郷にあります○○バス停手前の交差点の県道○○線の左側に直角に接している圃場整備された畦道を約６０ｍ行った右側になります。４件目の土地の２筆は、３件目でご説明申し上げた右横に並んでおりまして、３件目・４件目ともそれぞれ青色で表示しているところになります。

議　長　　ただ今事務局から説明がございましたが、先程と同じ様に地区担当委員さんから２件含めて補足説明をお願いいたします。

１２番　　１２番坂口です。貸主の方はご主人さんが亡くなっていて、長男さんはサラリーマンで転勤が多く、落ち着いて農業が出来る方がいないという事です。他の方に管理してもらわないと自分では出来ないという事です。

議　長　　ただ今補足説明が終わりましたが、委員さん方から何かご質問・ご意見等あったらお願いいたします。

７　番　　７番辻田です。質問ですが、（４件目借主）さんの件は１，２２４㎡のうち３３０㎡ですが、残りの部分の耕作はどうなりますか。

６　番　　６番柿本です。借主の（４件目借主）さんは他に水田をお持ちですか。

２　番　　２番辻です。借主の（４件目借主）さんは自分の水田があるし、他の方からも借りています。３３０㎡は（４件目借主）さんが借りますが、残りは誰か借りて作っているんですか。

事務局　　農林水産課に確認したのですが、７６７番の残りの部分は地域の周りの方が管理をしているという事です。耕作まではされていないので正式な貸し借りは出ていないという事でした。（４件目借主）さんは農地を１０，６４６㎡お持ちになっています。

議　長　　そういう説明ですが、あとの残地の耕作はしていないが管理はしているということです。地元の農業委員として、こういう場合は本人が作れないとあれば中に入って、（４件目借主）さんに借りていただくように勧めていただければ助かります。他にご意見・ご質問ありませんか。ご意見・ご質問がなければ審議を終了いたします。

【はいの声あり】

議　長　　先程と同じ様に内容については問題が無いようでしたので許可することにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議　長　　異議なしという事ですので許可することに決定いたします。次に日程第３　報告事項に移ります。事務局から報告をお願いいたします。

事務局　　報告事項の１ページをお開き下さい。農地改良届出報告書になります。土地の所在等ですが、長与町本川内郷（地番)。地目が台帳、現況とも畑。面積が４，８４４㎡のうちの２，１６０㎡です。土地所有者の氏名が（氏名）さん、住所が長与町本川内郷（地番)、作付作物が果樹。農地改良の目的は３枚になっている土地を１枚に、もう一方の６枚になっている土地を同じく１枚にして合計２枚にするということです。段差を解消するために農作業の利便性向上を図るという工事の届出になります。上記の通り農地改良届出が平成２６年２月４日に、現地確認を２月５日に行いましたので報告します。平成２６年２月２４日農業委員井上良信、代読でございます。

土地の所在を申し上げます。２ページをお開き下さい。本川内郷の○○バス停手前右側に（施設名）がございます。そこから町道を上りまして、途中から分かれています農道を１．７ｋｍ程上って行った青色で表示しているところになります。

議　長　　続けて説明をお願いします。

事務局　　３ページをお開き下さい。２件目の農地改良届出書になります。土地の所在等ですが、所在が長与町本川内郷（地番)。地目が台帳、現況とも畑。面積が２，６０６㎡のうちの７８０㎡。２筆目が同じく（地番)。地目が台帳、現況とも畑。面積が６８８㎡のうちの６１０㎡、合計３，２９４㎡のうちの１，３９０㎡となっております。土地所有者の氏名が（氏名）さん、住所が長与町本川内郷（地番)、作付作物が果樹。農地改良の目的は先程申し上げました１件目同様に２枚の土地を１枚に、もう一方の道路隔てた反対側の土地の２枚を１枚にして段差を解消して、農作業の利便性の向上を図るための工事届になります。上記の通り農地改良工事届出が平成２６年２月６日に、現地確認を平成２６年２月７日に行いましたので

報告いたします。平成２６年２月２４日農業委員柿本正博、代読でございます。
土地の所在地を申し上げます。４ページをお開き下さい。本川内郷の○○を過ぎまして、○○地区から○○町に繋がる県道○○線の○○トンネル入口までの農道の途中から左側に登っていきます。○○上の○○バス停を起点としまして、その土地の所在地まで約６５０ｍの距離になります。補足しますと農道から左側に上る前の途中手前の道路左上には土地所有者の（氏名）さんの自宅があります。その下の農道を少し下に行って、又、左側に約２００ｍ登って行った場所で地図に青色で表示しているところになります。

議　長　　ただ今、事務局より報告がございましたが、地元委員さんから何か報告がありましたら順を追ってお願いをいたします。

１３番　　１３番井上です。２月５日に事務局と現地確認をさせていただきました。傾斜であった所を２枚にするという事で何ら問題は無いと思います。

議　長　　はい、続けて柿本委員さんから説明をお願いします。

８　番　　８番柿本です。２月７日に事務局の方と一緒に現地を確認して、それぞれ２枚を１枚に基盤整備をするという事です。改植に伴う基盤整備です。他の園地についても迷惑はかからないと思っております。

議　長　　ただ今、２件についてご報告がありましたが、皆さん方から何かご意見等がございましたらお願いいたします。何もございませんか。

【はいの声あり】

議　長　　それでは、他の行事報告をお願いします。

【この後、平成２６年２月行事報告が行われた。】

議　長　　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上を持ちまして、長与町農業委員会２月総会を閉会します。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【長与町農業労働力調整協議会廃止について】
【農業委員会の改革に向けた組織討議と意見の集約の実施について】